

文教委員会資料⑥

2 所管事務の調査（報告）

(8) 小児医療費助成制度の拡充（案）について

資料 1 小児医療費助成制度の拡充（案）について

資料 2 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）

資料 3 小児医療費助成制度の拡充（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

参考資料 小児医療費助成制度の実績等について

こども未来局

（令和 7 年 8 月 2 8 日）

1 背景

●少子化の進行

本市の年少人口（0～14 歳）は令和 2 年に約 19 万人でピークを迎え、以降減少傾向となっている。

また、合計特殊出生率についても同様に減少傾向が続いていることから、本市においても少子化は避けられない状況であり、その対策として子育て支援の充実が一層重要となる。

●他都市の実施状況

令和 7 年 8 月現在、助成対象を中学校 3 年生までとしているのは、県内市町村では川崎市と横浜市のみ、政令指定都市においても、本市を含む 5 市（本市・横浜市・仙台市・京都市・広島市）のみとなっている。仙台市については令和 8 年 4 月に、横浜市も時期は未定ではあるが、今後高校生世代までの拡大が予定されている。

●安心して子育てできる環境づくり

急速な少子高齢化の進行や都市化の進展に伴う核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化等による育児の不安が増大する中、子育て支援策の充実を図り、安心して子育てできる環境を確保することが求められている。

2 制度拡充の考え方

小児医療費助成制度は、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるとの考え方に変わりはない。

しかしながら、近隣自治体においては高校生世代までの助成等が標準的な水準となってきたことから、**本市においても小児医療費助成制度を拡充することで、子育て世帯の負担感の軽減につなげる。**

3 制度の変遷

本制度は川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年 1 0 月施行）に基づき実施しており、医療費助成により子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とし、これまで次の通り制度を拡充してきた。

通院医療費助成対象年齢		所得制限	
H7.10	2 歳児まで	－	1 歳以上
		H9.7	1 歳以上を緩和
H11.1	3 歳児まで		
H14.1	4 歳児まで		
H17.1	5 歳児まで		
		H18.4	1 歳以上を緩和
H19.1	小学校就学前まで		
		H24.6	1 歳以上を緩和
H24.9	小学校 1 年生まで		
H27.4	小学校 2 年生まで		
H28.4	小学校 3 年生まで		
H29.4	小学校 6 年生まで	H29.4	一部負担金を導入（小4以上1回500円）
		H31.1	入院医療費の所得制限撤廃
R5.9	中学校 3 年生まで	R5.9	所得制限の撤廃

4 本市助成制度について

【現在の制度】

年齢	0歳～小学校 3 年生	小学校 4 年生～中学校 3 年生
助成範囲	通院・調剤・入院 保険医療費の自己負担分（※1） （未就学児 2 割、小学生以上の児童 3 割） 公的医療保険が未就学児は 8 割、小学生以上の児童は 7 割を負担するため、自己負担分である残りの 2 割（3 割）を本制度で助成する。	通院 保険医療費の自己負担分（※1） （3 割） 通院 1 回あたり 5 0 0 円を超えた額 （市民税所得割非課税世帯は全額助成） 調剤・入院 保険医療費の自己負担分（※1） （3 割）
助成方法	現物給付（※2）	
所得制限	なし	

※1 食事療養標準負担額を除く。高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成

※2 県内の医療機関を受診した場合、医療証の提示により、原則として窓口での医療費の支払が不要となる。

5 制度拡充の内容

助成対象年齢を高校生世代*まで拡大

現行の小児医療費助成制度の対象となる子どもの外来の受療率は、年齢とともに逡減する傾向にあるが、入院の受療率は中学生の年代は増加している。国の調査によると、中学生までは概ね同様の傾向であるが、入院に係る受療率は高校生の年代で中学生の年代よりも増加している。

近隣自治体の実施状況においても、小児医療費助成制度の対象年齢は、高校生世代までの助成が標準的な水準となっており、高校生世代の入院による一定の医療需要が見込まれることから、安心して子育てできる環境を確保するため、**本市においても助成対象年齢を高校生世代まで拡大する。**

※18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの方

一部負担金の廃止

本制度は小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的としており、近隣自治体においては一部負担金なしでの助成が標準的な水準であることから、現在、**小学校 4 年生以上に設けている、通院 1 回あたり 5 0 0 円の一部負担金について廃止**し、子育て世帯の負担感の軽減につなげる。

拡充の時期

現行制度の医療証有効期限は令和 8 年 8 月 31 日であることから、制度の円滑な移行を目指す、拡充時期は**令和 8 年 9 月 1 日**とする。

令和5年度 本市受療率（概算）

（人口10万人あたりの推計患者数）

年齢階級	外 来	入 院
0 歳	4,626	807
1 ～ 4	5,124	123
5 ～ 9	3,744	40
10 ～ 12	2,153	35
13 ～ 15	1,499	41

令和5年度子どもの受療率 厚労省調査

（人口10万人あたりの推計患者数）

年齢階級	外 来	入 院
0 歳	6,467	1,237
1 ～ 4	6,291	153
5 ～ 9	5,196	86
10 ～ 14	3,680	87
15 ～ 19	2,459	115

6 制度の比較

今回の制度拡充により、次のとおり変更が生じる。

【現在の制度】

年齢		0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校3年生	高校生世代
助成範囲 (通院)	市民税所得 割課税	保険医療費の自己負担分 (未就学児2割・小学生以上の児童3割)	保険医療費の自己負担分で 通院1回あたり500円を超えた額 (調剤は全額助成)	対象外
	市民税所得 割非課税		保険医療費の自己負担分	
助成範囲 (入院)		保険医療費の自己負担分 (未就学児2割・小学生以上の児童3割)		
助成方法		現物給付		
所得制限		なし		

【拡充後】

年齢		0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校3年生	高校生世代
助成範囲 (通院・入院)		保険医療費の自己負担分 (未就学児2割・小学生以上の児童3割)		
助成方法		現物給付		
所得制限		なし		



7 拡充による影響

●対象者数 (令和7年3月末時点)

現在の対象者数 179,409人 + 新規対象者数 (高校生世代) 33,874人 (令和7年3月末時点の推計)

⇒ 拡充後の助成対象者数 213,283人

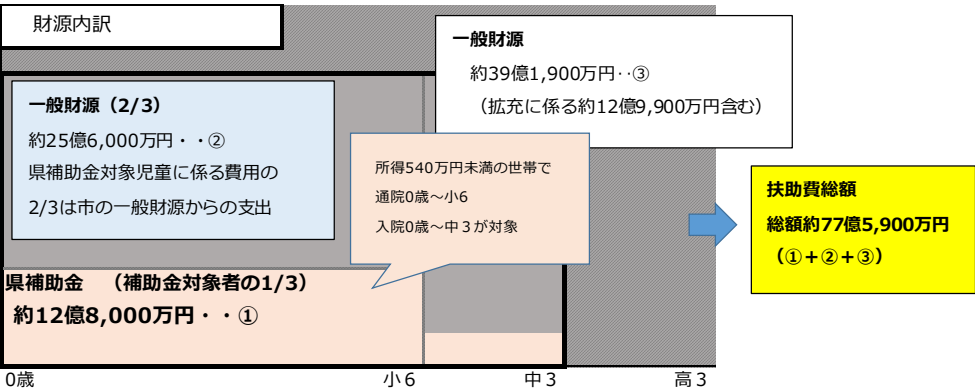
●影響額(通年)

【扶助費・概算】

影響額 1,299,926千円

(内、一部負担金の廃止分 384,227千円、高校生世代への拡大分 915,699千円)

拡充後の扶助費総額 7,759,082千円 (内県補助金 1,280,000千円)



【事務費】

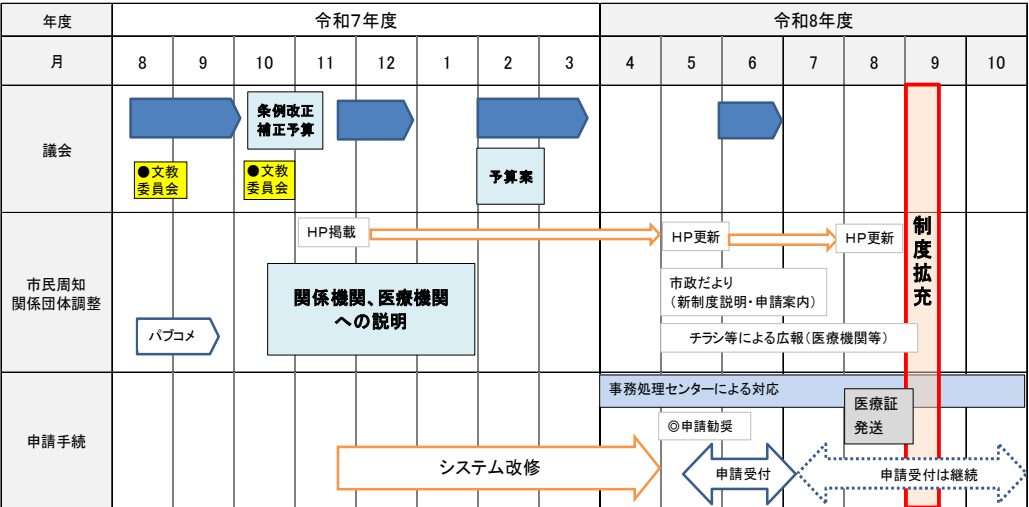
・郵便料、レセプトの審査支払手数料、事務処理センター開設費用及びシステム改修に係る経費等を想定

※システム改修に係る経費については、第3回定例会において補正予算として計上予定

8 今後の対応

- 補正予算成立後、年度内にシステム改修に着手する。
- 市民に対し、市政だより、ホームページ、チラシ等を活用し、わかりやすく丁寧な説明・案内を行っていく。
- 事務処理センターを活用し、制度拡充に伴う市民からの問い合わせ対応、対象者への申請勧奨、受付処理を効率的に行うとともに、オンライン申請も併用し、申請手続きに係る市民の負担軽減や利便性の向上を図る。
- 県内医療機関で円滑に助成を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体や審査支払機関 (国保連・支払基金) と調整を行うとともに、医療機関の適正受診に係る啓発等の取組についても検討を進めていく。

9 スケジュール



■ 政令市の状況（令和7年8月現在）

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	15	札幌市(※1)、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	15	札幌市(※1)、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
中学3年生まで	5	仙台市(※2)、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市	5	仙台市(※2)、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市(※3)
小学6年生まで	0	—	0	—

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	13	さいたま市、横浜市、 川崎市 、相模原市(※4)、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、	3	さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	7	札幌市、仙台市(※2)、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市	17	札幌市、仙台市(※2)、千葉市、 川崎市 、相模原市(※4)、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	17	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 川崎市 、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
所得制限あり	3	札幌市、相模原市(※4)、広島市

(※1) 札幌市は通院・入院ともに令和7年4月に高校生世代まで拡充した。
(※2) 仙台市は令和8年4月に通院・入院の対象を高校3年生まで拡充し、一部負担金を廃止する予定
(※3) 広島市は令和7年1月に通院の対象を小6→中3に拡充した。
(※4) 相模原市は令和6年8月から医療費助成の対象を高校生世代に拡大し、中学校3年生までの所得制限を撤廃した。(高校生以上は所得制限あり) また、一部負担金は中学生以上(1回500円)とした。

■ 県内市町村の状況（令和7年8月現在）

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	31	相模原市(※1)、小田原市(※2)、秦野市(※2)、伊勢原市(※2)、横須賀市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市(※3)、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、真鶴町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村、湯河原町(※4)	31	相模原市(※1)、小田原市(※2)、秦野市(※2)、伊勢原市(※2)、横須賀市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市(※3)、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、真鶴町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村、湯河原町(※4)
中学3年生まで	2	横浜市、 川崎市	2	横浜市、 川崎市 、
小学6年生まで	0	—	0	—

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	33	横浜市、 川崎市 、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	31	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
一部負担金あり	0	—	2	川崎市 、相模原市(※1)

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	32	横浜市、 川崎市 、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
所得制限あり	1	相模原市(※1)

(※1) 相模原市は令和6年8月から医療費助成の対象を高校生世代に拡大し、中学校3年生までの所得制限を撤廃した。(高校生以上は所得制限あり) また、一部負担金は中学生以上(1回500円)とした。
(※2) 小田原市、秦野市、伊勢原市は令和6年10月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。
(※3) 茅ヶ崎市は令和6年7月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。
(※4) 湯河原町は令和7年1月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。

「小児医療費助成制度の拡充（案）」について 市民の皆様からの御意見を募集します

少子化の進行や近隣自治体における子育て支援施策の拡充等、本市の子どもを取り巻く社会環境の変化等を背景に、川崎市では、安心して子育てできる環境を確保するため、小児医療費助成制度の拡充について検討を進めてまいりました。

このたび、「小児医療費助成制度の拡充（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月26日（金）まで

※郵送は、当日消印有効です。

※持参は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までにこども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）へお持ちください（土・日、祝日を除く）。

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含）、各図書館（分館含）、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）

3 提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかにより、川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室までお寄せください。

◆ 電子メールは、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用フォームを御利用ください。

（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/450/0000179027.html>）（8月28日～）

◆ 意見書の書式は自由です。「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記ください。

◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に保護・管理します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

電話 044-200-2695 FAX 044-200-3638

小児医療費助成制度の実績等について

参考資料

1 子どもが医療機関に受診する割合（受療率）について

（１）厚労省が示す、年齢階級ごとの受療率（人口10万人あたりの推計患者数）

- ・外来の受療率は、年齢とともに逡減している。
- ・一方、入院の受療率は10代以降は徐々に増加傾向にあり、15歳から19歳の年代（主に高校生世代）は、10歳から14歳（主に中学生世代）に比べて高い数値となっている。

令和5年度子どもの受療率 厚労省調査
(人口10万人あたりの推計患者数)

年齢階級	外 来	入 院
0 歳	6,467	1,237
1 ～ 4	6,291	153
5 ～ 9	5,196	86
10 ～ 14	3,680	87
15 ～ 19	2,459	115

増加

（２）本市における受療率（令和5年度の小児医療費助成制度の助成実績から算出）

- ・外来の受療率は、国と同様の傾向であり、年齢とともに逡減している。
- ・入院の受療率は、10代以降は徐々に増加傾向にあり、13歳から15歳の年代は10歳から12歳の年代に比べて高い数値となっている。

令和5年度 本市小児医療費助成制度受療率
(人口10万人あたりの推計患者数)

年齢階級	外 来	入 院
0 歳	4,626	807
1 ～ 4	5,124	123
5 ～ 9	3,744	40
10 ～ 12	2,153	35
13 ～ 15	1,499	41

増加

2 世代別の年間の医療費

（１）国の調査による、令和4年度の1人当たり医療費（10割）（推計値）

- ・受療率の逡減により、当然医療費も年齢とともに減少
- ・高校生世代の1人当たり医療費は10.6万円、10歳～14歳の12.6万円の約84%

令和4年度 国民医療費の概況（厚生労働省）

年齢階級	入院+通院の総医療費 (万円)
0 ～ 4	26.9
5 ～ 9	14.6
10 ～ 14 (小学校高学年～中学生世代)	12.6
15 ～ 19 (高校生世代)	10.6

(10歳～14歳の約84%)

3 本市小児医療費制度における、1人当たり助成額の推移

(1) 本市の医療費助成制度における、令和5年度及び令和6年度の1人当たりの助成額について

(表1)

1人当たりの平均助成額成額（全体平均）概算（表1）

令和5年度 32,000円

令和6年度 37,060円（前年比115.8%増）

世代別による5年度と6年度の比較

- ・就学前 105.1%増
- ・小学生1年生から3年生 119.2 %増
- ・小学生4年から6年生 132.2%増
- ・中学生 135.9%増
- すべての世代において前年比増であり、伸び率は成長に伴い大きくなる

年齢	令和5年度	令和6年度	前年比
就学前	39,960	41,980	105.1%
小学校1年生～3年生 (7歳～9歳)	33,150	39,520	119.2%
小学校4年生～6年生 (10歳～12歳)	24,230	32,040	132.2%
中学生 (13歳～15歳)	20,020	27,200	135.9%
全体（平均）	32,000	37,060	115.8%

※※令和5年9月に通院の助成対象が中学生まで拡大されたため、令和5年度の中学生の通院は9月以降の実績を年間の数値に直したものの

(2) 令和6年度及び令和7年度の1人当たり助成額について

1人当たりの平均助成額成額（全体平均）概算（表2）

令和6年度 37,060円

令和7年度 38,300円（前年比103.3%増の見込）

世代別による6年度との比較

- ・就学前 101.2%増
- ・小学生1年生から3年生 103.5%増
- ・小学生4年から6年生 107%増
- ・中学生 110.4%増
- すべての世代において前年比増の見込みであり、伸び率は成長に伴い大きくなる
- 一方、伸び率は令和5年度から6年度にかけての数値と比較すると全体的に穏やかになっている。

(表2)

年齢	令和6年度	令和7年度(※)	前年比
就学前	41,980	42,470	101.2%
小学校1年生～3年生 (7歳～9歳)	39,520	40,920	103.5%
小学校4年生～6年生 (10歳～12歳)	32,040	34,280	107.0%
中学生 (13歳～15歳)	27,200	30,020	110.4%
全体（平均）	37,060	38,300	103.3%

小学校4年生
～中学生の
平均
32,150円

※令和7年度5月までの実績から年間の数値を推計したもの

(3) 高校生世代の助成額の推計について

- ・前頁の「2 世代別の年間の医療費」によると、高校生世代の医療費は10歳～14歳の約84%であるため、令和7年度の小学校4年生から中学生（10歳から15歳）までの平均値32,150円に84%を乗じ、
拡充後の本市の高校生年代の助成額について、1人当たり27,010円と推計した。

4 扶助費の推計

・前頁で推計した令和7年度の1人あたり助成額に基づき、以下のとおり制度拡充後の扶助費について推計した。

制度拡充後(高校3年生まで拡充、一部負担金なし)の年齢別助成額(扶助費)推計

年齢(学年)	対象者数(人)	年間の助成総額 (扶助費) (※1)	1人当たりの年間の保険医療費 (円) (※2)
0歳	10,030	563,585,000	56,190
1歳	10,361	534,213,000	51,560
2歳	10,485	417,722,000	39,840
3歳	10,494	401,605,000	38,270
4歳	10,680	395,160,000	37,000
5歳	11,015	403,259,000	36,610
6歳	11,405	431,565,000	37,840
7歳(小1)	11,794	490,512,000	41,590
8歳(小2)	12,071	499,497,000	41,380
9歳(小3)	12,137	483,052,000	39,800
10歳(小4)	11,920	421,252,000	35,340
11歳(小5)	11,842	403,812,000	34,100
12歳(小6)	11,847	395,571,000	33,390
13歳(中1)	11,707	367,482,000	31,390
14歳(中2)	11,469	342,923,000	29,900
15歳(中3)	10,152	292,174,000	28,780
16歳(高1)	11,693	329,734,000	28,200
17歳(高2)	11,011	295,427,000	26,830
18歳(高3)	11,170	290,537,000	26,010
	213,283	7,759,082,000	36,530円(平均)

※1 制度拡充後(高校3年生まで、一部負担金なし)の場合

※2 未就学児は総医療費の2割負担、就学以降は総医療費の3割負担の額

※3 未就学児は総医療費の2割、就学児以上は3割で小学校4年生以上は通院1回あたり500円を超えた額

【参考】高校3年生まで拡充、一部負担金ありの場合(推計)

1人当たり市助成額(年間) (円) (※3)	1人当たり自己負担額(年間) (円)
56,190	
51,560	
39,840	
38,270	
37,000	
36,610	
37,840	
41,590	
41,380	
39,800	
29,290	6,050
28,540	5,560
28,270	5,120
26,700	4,690
25,300	4,600
23,970	4,810
23,440	4,760
22,090	4,740
21,340	4,670
34,160円(平均)	5,000円(平均)